

議案第71号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年9月12日

三朝町長

吉田秀光

平成15年9月24日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「鳥取県倉吉市上井320番地11」を「鳥取県倉吉市見日町317番地」に改める。

附 則

この規約は、平成15年10月1日から施行する。